

事務連絡

令和2年3月6日

各
都道府県
保健所設置市
特別区
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

医療機関における「新型コロナウイルスの陰性が確認され退院される患者様へ」
の配布について

新型コロナウイルス感染症で入院された方の退院基準に関しては「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取り扱いについて（一部改正）」（令和2年2月18日健感発第0218第3号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）においてお知らせしたとおりです。当該基準を満たして退院された方に関しては、他の人への感染性はないと考えられるものの、稀な事例として退院後に再度新型コロナウイルス陽性となる方が確認されたことから、今般、退院後の留意事項「新型コロナウイルスの陰性が確認され退院される患者様へ」を別添のとおりとりまとめました。

貴職におかれましては、管内医療機関において当該留意事項を配布いただくよう周知をお願いいたします。

【問い合わせ】

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部（技術総括班）

担当：竹下、上戸

電話番号：03-5253-1111（内線：8045）